

吸収分割に係る事前備置書類

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2024 年 9 月 10 日

株式会社アイティフォー

株式会社アイティフォー・ベックス

2024年9月10日

吸収分割に係る事前備置書類

東京都千代田区一番町 21 番地
株式会社アイティフォー
代表取締役社長 佐藤 恒徳

東京都千代田区一番町 21 番地
株式会社アイティフォー・ベックス
代表取締役社長 村田 純一

株式会社アイティフォー（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の 100%子会社である株式会社アイティフォー・ベックス（以下「承継会社」といいます。）は、2024年11月1日を効力発生日として、分割会社が地方公共団体等向け業務請負事業に関する事業を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

吸収分割に際して、承継会社は分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。承継会社は分割会社の 100%子会社であることから相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 分割会社及び承継会社の計算書類等の内容

① 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。

分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) 又は分割会社の Web サイトよりご覧いただけます。

<https://pdf.irpocket.com/C4743/gEye/pQ6n/vapR.pdf>

②承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社については、会社設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

(2) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 本効力発生日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

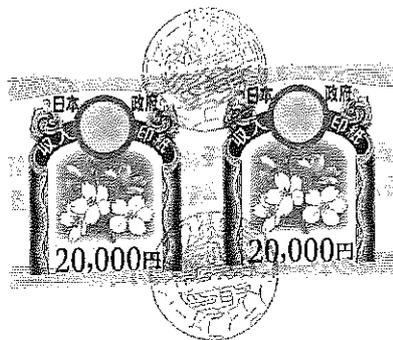
分割会社及び承継会社は、本吸収分割後において資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、本吸収分割の効力発生日以後において、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は想定されていません。したがって、本吸収分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本吸収分割により分割会社から承継会社に承継させる債務のすべてについて、分割会社は連帯して保証いたしますので、当該債務に関する債権者が本吸収分割によって不利益を被ることはありません。

5. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上



分割契約書

株式会社アイティフォー（以下「甲」という。）と株式会社アイティフォー・ボックス（以下「乙」という。）とは、甲の営む地方公共団体向け業務請負事業に関する事業を分割し乙に承継させる吸収分割に関し、次の契約を締結する。

(吸収分割)

第1条 甲は、地方公共団体向け業務請負事業に関する事業を分割し、乙はこれを承継する。

(当事会社)

第2条 本分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号 株式会社アイティフォー

本店 東京都千代田区一番町21番地

(2) 吸収分割承継会社

商号 株式会社アイティフォー・ボックス

本店 東京都千代田区一番町21番地

(乙が発行する株式)

第3条 乙は、本分割に際し、普通株式は発行しない。

(乙の増加する資本金及び資本準備金)

第4条 乙が分割により増加すべき資本金等の取扱いは、次のとおりとする。ただし、効力発生日前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

(1) 増加する資本金の額 金0円

(2) 増加する資本準備金の額 金0円

(効力発生日)

第5条 効力発生日は、令和6年11月1日とする。ただし、前日までに分割に必要な手続が遂行できないときは、甲及び乙が協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(乙が甲から承継する権利義務)

第6条 乙が甲から承継する債権及び債務は、効力発生日における地方公共団体向け業務請負事業についての債権、債務及びこれに付随する一切の権利義務とする。

2 甲と雇用契約を締結している以下の者については、効力発生日に乙が甲から雇用契約を承継する。

・甲の地方公共団体向け業務請負事業に主に従事する嘱託社員、契約社員、パート社員の
全従業員

3 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

(分割承認総会)

第8条 甲と乙は、本分割契約につき承認を得るため、令和6年9月10日までに、乙については株主総会、甲については簡易分割の要件に該当するため、取締役会の承認を得るものとする。

(条件の変更)

第9条 この契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙協議の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

(本契約に定めなき事項)

第10条 本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決する。

(吸収分割の効力)

第11条 本契約は関係官庁の認可を受けることができない場合、又は甲及び乙の取締役会の承認を得ることができない場合には、その効力を失うものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和6年9月10日

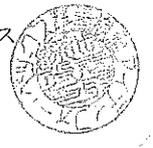
東京都千代田区一番町21番地

(甲) 株式会社アイティフォー
代表取締役 佐藤 恒 徳



東京都千代田区一番町21番地

(乙) 株式会社アイティフォー・ベックス
代表取締役 村田 純 一



承継会社の設立の日における貸借対照表

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) 流動資産 現金預金	200,000,000	(負債の部)	
		負債合計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	200,000,000
		資本金	100,000,000
		資本準備金	100,000,000
		純資産合計	200,000,000
資産合計	200,000,000	負債・純資産合計	200,000,000